

「子ども・子育て支援新制度」が来春スタート

秋から始まる入園 預け先をチェック

申請手続き前に しよう!



子育て環境を充実するために新しい子育て支援制度が来春本格的にスタートします。どんな預け先があって、どういう手続きが必要になるのかを3人の仲よしママと一緒にチェックしよう!



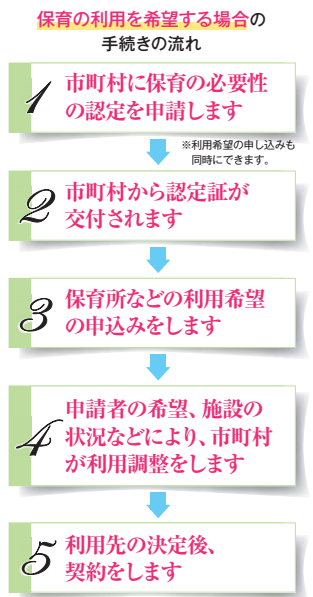
「子ども・子育て支援新制度」が来春スタート

保育園施設を利用できる!

- パートタイム
- 在宅ワーク
- 親族の介護・看護
- 求職活動中
- 就学(職業訓練含む)
- 育児休業中の継続利用など

新制度では、保育が必要なケースを定めた基準に、パートタイムや夜間労働、在宅ワークなどのすべての就労や、求職活動中、就学中の場合も含まれるようになります。ひとり親家庭や生活保護世帯などは、保育所を優先的に利用できる場合があります。

求職中に利用できたあ



- 1号認定**
教育希望 3~5才
子どもが3才以上で、教育を希望する場合
【利用先】 幼稚園、認定こども園
- 2号認定**
保育希望 3~5才
子どもが3才以上で、保育の必要事由に該当し、保育を希望する場合
【利用先】 保育所、認定こども園
- 3号認定**
保育希望 0~2才
子どもが3才未満で、保育の必要事由に該当し、保育を希望する場合
【利用先】 保育所、認定こども園、地域型保育

新制度では、教育・保育のどちらを希望するか子どもの年齢によって保護者が3つの認定に区分されます。各施設の利用を希望する場合は、市町村に認定の申請をします。

どんな手続きが必要なの?

「私たち、子どもを預けたい!」

当分、専業主婦。来春、長男が通う施設を知っておきたいな

しばらく育児休暇が続くから、長女は保育所を辞めないとダメかな

5月に職場復帰予定。近くの保育所はどこも定員いっぱい。育児延長しないとダメかな

しほママ 専業主婦 長男2才

ちほママ パート勤務 長女2才(保育所) 二女1才月

りほママ 会社員 育休中 長男7か月

ママたちのニーズに合わせた預け先を整備する「子ども・子育て支援新制度」がスタート

「職場復帰が迫っているのに保育所が見つからない」「保育園に通う上の子を引き続き同じ保育施設に預けたい」「子どもの預け先を事前に知っておきたい」……左の3人のママのように子どもを預け先や悩みはさまざまです。そんな各家庭のニーズに合わせた預け先を確保できるように、来春4月から導入されるのが「子ども・子育て支援新制度」施行は来春でも入園手続きは例年と同じ10月ごろから開始予定。住んでいる地域でどんな施設があるのか、申請手続きはどうなるのか、早めにチェックしておきましょう。

「子ども・子育て支援新制度」フォーラムを各地で開催中!

「子育て環境はどう変わるの?」「いつから、どんな支援が受けられるの?」。そんなママたちの疑問をわかりやすく解説するフォーラムを各地で開催します。参加費無料、ぜひ行ってみよう。

- 9月23日(火)名古屋国際会議場(名古屋)
- 10月25日(土)大宮ソニックシティ(さいたま市)
- 11月30日(日)アステールプラザ(広島市)

詳しくは、**内閣府 すくすくジャパン!** で検索

新制度に詳しく知りたいおね

会話を聞いてみたいおね

不安を解消したいおね

まずは市町村の担当課で確認してみよう

保育施設などの整備は市町村が中心となって進めています。まずは住んでいる地域でどんな預け先があるのかを市町村の担当課で確認しましょう。自宅から近い保育所はどうか、何らかの預けられるか、延長保育は何時までかなどをチェックします。同時に入園申請の時期を聞き、申請に必要な書類ももらっておきましょう。興味のある園についてか見学してみることが大事です。多くの園では、事前連絡で見学できます。建物や園庭の広さ、子どもや保育士の様子やクラスの保育士と話をしてみたり、園の雰囲気を感じ取れます。各家庭のライフスタイルや自分の子に合う環境と比較検討し、納得いく預け先を定めます。

認定こども園 0~5才
親の就労にかかわらず教育と保育を一体的に行う施設
幼稚園と保育所が一体または併設、隣接された施設で、保護者の就労にかかわらず子どもも教育や保育が受けられます。保護者の状況に応じて、教育・保育時間は異なりますが、共通の教育時間帯には一緒に集団生活を行います。新制度により、既存の幼稚園や保育所から認定こども園へ移行する施設も見られます。地域の子育て支援の場としても活用されます。

幼稚園 3~5才
小学校入学前の教育を受ける学校
小学校入学前の3~5才の子どもが通います。3才になると子どもはまわりへの関心や人とのつながりが急速に広がります。集団生活の中で「遊び」を通じて子どもの個性や可能性を伸ばし、小学校以降の学習の基礎をつくる場所であり、1日1時間の活動時間が基本です。園によって、教育時間の前後に預かり保育を行う所もあります。

保育所 0~5才
家庭で保育ができない保護者に代わって保育をする施設
保護者の就労や親族の介護などにより、家庭で子どもを保育できない場合に利用できます。保育時間は1日基本8時間で、早朝や延長保育を行う施設も。子どもの年齢や発達に応じて保育を行う、トイレに慣れる習慣や衣類の着替えなど生活習慣も身につけます。新制度では、パートなどの短時間就労や求職活動中の利用、育休中の上の子の継続利用などもできるようになります。

地域型保育 0~2才
少人数で子どもを預かる保育の場
待機児童の多い0~2才を対象とした小さな保育の場が市町村の認可事業となります。以下の4つのタイプがあります。
●家庭的保育(保育ママ):5人以下を対象に保育を行う。
●小規模保育:6~19人を対象に保育を行う。
●事業所内保育:会社の事業所に設置された保育施設が地域の子どもも受け入れて保育を行う。
●居宅訪問型保育:慢性的な病気などにより個別の保育が必要な場合に保護者の自宅で行われます。

教育・保育の場が増える!

どんな預け先があるの?

新制度では、幼稚園や保育所だけでなく「認定こども園」や「地域型保育」などの多様な預け先があります。0~2才児の保育施設を整備することで、待機児童が減ることが見込まれます。

子育て相談や親子交流もあるのね!

保育所の空きがない場合は、地域型保育をチェックするの手ね

育休中でも長女は続けて保育所に通えるのね。きょうだいで同じ施設を利用できるのね!

【こんな家庭におすすめ】
●保護者のいずれかが主婦(夫)かパートなどの短時間勤務

【こんな家庭におすすめ】
●共働きや親族の介護などにより、家庭で保育ができない